

平成 29 年 度

事 業 計 画 書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

(平成29年度事業計画書)

目次	1
基本方針	2
I 本会の事業一覧	3
1 公益目的事業	3
2 収益事業等	3
3 管理部門	3
II 各事業の構成	3
1 公1事業	3
2 公2事業	3
3 公3事業	3
4 収益事業等	3
5 管理部門	4
III 各事業の個別事業計画	4
1 公1事業	4
(1) マッサージ等将来研究会による研究等	4
(2) 研修・講習会等事業	5
1) 学術セミナー	5
2) 東洋療法推進大会	6
3) 地域健康づくり指導者研修会	6
4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会	7
5) 保険取扱説明講習会	8
6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣、助成	8
2 公2事業	9
(1) 広報紙等発行事業	9
(2) リーフレット、厚生労働大臣免許保有証等申請作成、配布	9
(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会	10
(4) あはき等法推進協議会による協議等	10
3 公3事業	11
(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援	11
(2) 視覚障害者等に対する相談、助言	11
(3) 視覚障害者に対する職業訓練	12
4 収益事業等	13
(1) 視覚障害者に対する職業訓練実施の治療院の経営	13
(2) 相互扶助等事業	13
(3) 専門学校優秀卒業生の表彰	13
5 管理部門	14
(1) 平成29年度会議等について	14
(2) 会員管理と増強の方策について	14
(3) 会館の運営等について	14

# 平成29年度事業計画書

## 基本方針

平成23年4月1日公益社団法人に移行し、学術の向上を目的とした鍼灸マッサージの研究・研修事業及び保険問題対策事業、広報及びあはき等法に係る諸問題の対策事業、視覚障害者支援事業等を主体とする公益目的事業活動に取り組んで参りましたが、これらの諸活動の充実に伴い、また公益目的事業を推進するための諸費用に、年会費や入会金の50%を充当し、公益目的事業比率50%以上を維持するため、財政需要が大きくなってまいりました。

この間、経費節減に努める一方で、研修等参加費の値上げなど事業収入の確保、新卒者の入会推進や再入会の向上策にも努めてきましたが、数年来財源不足が続いており、このような状況に何らかの対策をとらなければ今後も同様の状態が継続することが予想されます。これまでの財源不足に対しては、過去の積立金の取崩し等によりしのいできましたが、これも限界にきております。今後とも当会の公益目的事業等を積極的に推進するに当たり、その財源を充実させると共に財政基盤の安定化を図るため、年会費の値上げはやむを得ず、平成28年度の定時総会に提案し、承認され今年度より施行することになりました。

主な事業については、

1. 研究・研修事業の推進は基より、特に本会の最大の事業である第16回東洋療法推進大会を京都で開催する。観光名所として、多くの会員や免許を保有する非会員及び学生を含め広く一般の方々にも公開して有意義な大会とする。
2. 今年度は、あはき法設立70周年の節目の年に当たり、法律改正の協議や70周年記念式典を開催する。また「あはき等法推進協議会」、「国民のための鍼灸医療推進機構」、「マッサージ等将来研究会」等の諸団体との共同事業により鍼灸マッサージに関する学術の研鑽、技術の向上並びに資質の向上を図る。
3. 無免許営業による被害者が増加しているが、平成27年度に公益目的事業として認められ、厚生労働省の了解の下で、公益財団法人東洋療法研修試験財団より「厚生労働大臣免許保有証」の発行事業を継続実施する。あはき等法推進協議会に加盟している関係団体の会員・非会員を問わず無免許者との差別化について更に徹底をはかれるような対応策により、国民が被害者にならないように安心・安全な鍼灸マッサージ施術の普及啓発に努め、厚生労働省とも定期的な協議等行い啓発を高めていく。
4. はり、きゅう及びマッサージに係る医療保険の療養費が、一部負担金のみで取り扱うことが出来る受領委任制度の、具体的な制度設計について関係機関と引き続き協議して行く。
5. 視覚障害者を対象とした「東京しごと財団委託訓練事業」も継続実施する。

以下に各部局の計画に譲る

## I. 本会の事業一覧

1. 公益目的事業（事業番号 公1、公2、公3とする）
  - ・公1：良質かつ適正な鍼灸マッサージ施術等を提供するための研究、研修事業
  - ・公2：鍼灸マッサージに係る正しい知識の普及啓発等事業
  - ・公3：視覚障害者に対する鍼灸マッサージ情報の伝達、職業訓練等支援事業
2. 収益事業等
  - ・収益事業：視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
  - ・その他の事業：相互扶助事業、専門学校優秀生の表彰事業
3. 管理部門

## II. 各事業の構成

1. 公1事業
  - (1) 研究事業
    - イ. マッサージ等将来研究会による研究等
  - (2) 研修・講習会等事業
    - イ. 学術セミナー
    - ロ. 東洋療法推進大会
    - ハ. 地域健康づくり指導者研修会
    - ニ. スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会
    - ホ. 保険取扱説明講習会
    - ヘ. 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣、交通費助成
2. 公2事業
  - (1) 広報紙等発行事業
  - (2) リーフレット、厚生労働大臣免許保有証等の作成、配布
  - (3) 温泉とほり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会
  - (4) あはき等法推進協議会による協議等
3. 公3事業
  - (1) 視覚障害者に対する情報伝達支援事業
  - (2) 視覚障害者に対する相談、助言事業
  - (3) 視覚障害者に対する職業訓練事業
4. 収益事業等
  - (1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
    - イ. みびょうち鍼灸マッサージ療院の経営
  - (2) 相互扶助等事業

- イ. 死亡会員に対する弔意金の支給
- ロ. 専門学校等優秀卒業生の表彰

## 5. 管理部門

- (1) 平成28年度会議等について
- (2) 会員管理と増強の方策について
- (3) 会館の運営等について

## Ⅲ. 各事業の個別事業計画

### 1. 公1事業

#### (1) マッサージ等将来研究会による研究等

##### イ) 事業内容

関係7団体からテーマ（「普及・啓発」「生涯・教育」）ごとに、概ね各1～2名の代表者が出席し、研究、協議する。

※あん摩マッサージ指圧に係る関係7団体

【本会、(公社)日本あん摩マッサージ指圧師会、(社福)日本盲人会連合、  
(公社)全国病院理学療法協会、(公社)東洋療法学校協会、日本理療科教員連盟  
(一社)日本東洋医学系物理療法学会】

##### ロ) 普及・啓発について（普及啓発部会）

国民に対しあん摩マッサージ指圧についての正しい理解と認識を普及するための啓発を効果的に進めるための方策を研究、協議し、その結果を踏まえて共同でホームページに掲載する。また関係団体それぞれの啓発に活用することとする。

- ・普及啓発部会が管理運営するホームページ、AMS-net（安全、安心、効果的な、あん摩マッサージ指圧ネット）を利用して普及啓発活動を行う。
- ・訪問数、アクセス数の増加を期待する内容の掲載を行う。
- ・毎月お知らせのページを更新する。
- ・同研究会、生涯教育部会による「認定訪問マッサージ師」の名簿を掲載する。
- ・管理部門

役員会を年に4回程度開催し、必要事項について協議する。

AMS-net年間更新料、サーバー管理料、他運営費等は加盟団体より支払う。

##### ハ) 生涯・教育について（生涯・教育部会）

あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、(公財)東洋療法研修試験財団がすすめる鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を研究、

協議し、関係機関等に対し改善策の提言等を行う。

- ・認定訪問マッサージ師の講習会開催（平成29年10月東京にて予定）。
- ・都道府県師会が開催する生涯研修会の支援から（公財）東洋療法研修試験財団の「生涯研修実施要領」等の配付、財団と共催の「生涯研修会」を実施支援する。
- ・関係団体との委員会活動参画。
- ・実施場所  
本会が会議室を無償で貸与する、又は、東京都内の専門学校の校舎を無償で借り受け開催する。
- ・財源  
各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他成果物の作成費等については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体それぞれが支出する（本会は、会費を充当する）。また講習会等は参加費を充当する。

## （2）研修・講習会等事業

### 1）学術セミナー（学術委員会 委員4名）

#### イ．事業内容

鍼灸マッサージに関する学識経験者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師を講師とし、鍼灸マッサージの学術問題を中心としたセミナーを年2回～3回開催する。本年度は埼玉県と神奈川県での2回の開催を計画。セミナー受講者に対しては、本会名の参加証明書を交付するほか、鍼灸マッサージに関する生涯研修（以下「生涯研修」という）について、（公財）東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

#### ロ．学術セミナー

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生を対象とし、1回当たり30名を募集する。

#### ハ．平成29年度学術セミナー他実施時期等

##### ・第1回学術セミナー

H.29年10月22日 神奈川県師会共催

会場：湘南医療福祉専門学校

講師：DMAT 小早川 義貴 先生

演題 「災害対策概論」

##### ・第2回学術セミナー

H.30年 2月18日 神奈川県師会共催

会場：横浜市技能文化会館

講師：筑波技術短期短期大学教授 藤井 亮輔 先生

演題 「鍼灸師・マッサージ師のためのモビライゼーションテクニック」

講師：帝京大学非常勤講師 朝日山 一男 先生

## 演題 「スポーツ講習会」

### ニ. 財 源

- ・参加者から参加費を徴収して、不足分は会費を充当する。

会員=3,000 円、非会員=5,000 円、学生=1,000 円

### ホ. 第16回東洋療法推進大会 in 京都にて分科会担当

「あはき治療院における施術者の介護予防に対する意識調査研究」

- ト. 都道府県師会の資質向上を目的として生涯研修の取組支援を積極的に行う。

## 2) 東洋療法推進大会

### イ. 事業内容

年1回、2日間の日程で、会場を5程度に分割し、鍼灸マッサージに関する様々な事項（学術関係、各種疾病・症状に対する対応方法や臨床研究例、介護予防事業との関係、地域医療との関係、医療保険制度との関係、視覚障害者の状況等）についてそれぞれテーマを設け、テーマごとに学識経験を有する大学教授、医師、学会関係者、専門学校関係者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師・シンポジストとして、又は発表者とするシンポジウム、講演、症例発表等を行い受講者が自らのニーズに応じた会場で学術の研鑽、技術の向上等を図る。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、(公財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。また、一般国民にも分かり易い形の一般公開講座を実施する。

### ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生とする。なお、一般公開講座については、一般国民も対象とする。

対象者数は、1日 500～600名程度とする。

### ハ. 平成29年度開催時期等（第16回東洋療法推進大会 in 京都）

- ・開催日 平成29年 9月24日、25日
- ・会 場 リーガロイヤルホテル京都
- ・京都府師会との連携実施

### ニ. 財 源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員=10,000 円、非会員=15,000 円、学生及び一般国民無料。

## 3) 地域健康づくり指導者研修会

### イ. 事業内容

年1回、1コースを地方、東京に分けて延3日間開催し、要支援者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の実施方法を中心に、介護問題に識見を有する専門学校講師、整形外科医及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師として、座学（制度及び事業の概要、要支援者に対する運動の種類・強度・リスク管理、事例紹介等）及び実技指導を行う。

受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修については公益社団法人東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。また、当会発行の認定証を付与する。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者45名程度を対象とする。

ハ. 平成29年度開催時期等

- ・ 地方開催 平成29年10月23日開催予定  
会 場 埼玉県内予定
- ・ 東京開催 平成30年 3月 4日開催予定  
会 場 新宿鍼灸柔整歯科衛生専門学校
- ・ 第16回東洋療法推進大会 in 京都にて分科会を担当し、研修の一環として地域包括ケアシステムの最新情報及び参入するためのスキルアップ研修を実施する。講師は社会保障審議会委員もしくは制度の専門家を予定。

ニ. 財 源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・ 会員=1コース当たり 10,000円
- ・ 非会員の免許所有者=1コース当たり 20,000円
- ・ 学生=1コース当たり 10,000円
- ・ その他地方開催は開催師会と協議のうえ決定する。
- ・ 別途資料代を 1,000円徴収。

4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会

イ. 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、スポーツ医学についての学識経験を有する大学教授、スポーツドクター及び公認アスレチックトレーナー等を講師とし、医学的サポートに必要な座学（アスレチックトレーナーの役割、スポーツ医学、スポーツ外傷・傷害の予防、アスレチックリハビリテーション、スポーツ鍼灸・マッサージ等）及び実技指導を行う。

受講修了者に対しては、そのレベルに応じて本会名の認定証を交付するほか、生涯研修について、(公財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者100名程度を対象とする。

ハ. 実施時期等

- ・ 前期 平成29年 6月17日(土)、18日(日)開催予定  
会 場 湘南医療福祉専門学校
- ・ 後期 平成29年12月 9日(土)、10日(日)開催予定  
会 場 湘南医療福祉専門学校



- ・ 専門領域認定制度を導入し、認定者を協議団体等へ推薦する。
- ・ 第16回東洋療法推進大会 in 京都にて分科会を担当し、指導者講習の一環として、スポーツ鍼灸マッサージの実技指導を行う。

## 二. 財 源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・ 会員 = 1 コース当たり 20,000 円
- ・ 非会員の免許所有者 = 1 コース当たり 30,000 円
- ・ 学生 = 1 コース当たり 10,000 円

## 5) 保険取扱説明講習会

### イ. 事業内容

全国9ブロックにおいて年1回、本会の保険担当委員を講師とし、療養費制度を含む医療保険制度の理念と仕組み、適用疾患、具体的な療養費の請求手続き等について講習、指導を行う。

### ロ. 対象者

会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者、患者から委任を受けて療養費の請求、受領を代理する団体の担当者及び一般国民、1ブロック当たり平均約70名を対象とする。

### ハ. 実施時期

各ブロックと協議のうえ実施時期を決定し、開催する。

### ニ. 実施場所

各ブロック内の地域において、ホテル、公的施設等を賃借して開催する。

### ホ. 財 源

事業に要した経費については、本会与ブロックの関係団体とがそれぞれの負担額を協議のうえ決定し、支出する（本会は、会費を充当）。（参加者から参加費を徴収するか否かはブロックによって異なる）

## 6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣及び交通費助成

### イ. 事業内容

都道府県鍼灸マッサージ師会が、会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者の資質の向上を図り、もって国民に対し良質かつ適正な施術等を提供することを目的とした研修会等を開催する場合に、当該都道府県鍼灸マッサージ師会の要請を受けて、研修内容に適した専門家（大学教授、専門学校講師、臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等）を派遣する。派遣は、1都道府県鍼灸マッサージ師会当たり年1回とし、平成29年度は30の都道府県師会を予定。

### ロ. 派遣対象

- ・ 事業目的に適合する研修会等を開催する都道府県鍼灸マッサージ師会。
- ・ 受講対象は会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び学生や一般。

- ・ 各師会へ研修会の支援として、年1回講師の往復交通費を助成する。  
但し、最高限度額を5万円とする。

ハ. 実施時期

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する日時。

ニ. 実施場所

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する場所。

ホ. 財 源

派遣する講師の往復交通費（上限5万円）を本会が会費を充当して支出する。

## 2. 公2事業

### (1) 広報紙等発行事業

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門的技術情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講演会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙（月刊東洋療法）を毎月墨字版約8,300部、会員、会員外の購読希望者、行政機関、関係団体、公立図書館、専門学校等に無料（但し、会員外の購読希望者は有料）

で広く配付する。

ロ. 対象者

会員のみならず、会員外の購読希望者、行政機関（関係省庁、都道府県庁、保健所）、都道府県鍼灸マッサージ師会、鍼灸マッサージの関係団体のほか、全国の公立図書館、専門学校を通じて一般国民、専門学校生にも広く眼を通せる機会を提供する。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。年間発行部数＝約115千部

内訳 墨字100千部、点字版11千部、音声CD版4千部

ニ. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、印刷、発送は、業者に発注する。

ホ. 財 源

ほとんどを無料配布とするため、要した経費については当会会費を充当して支出する。

### (2) リーフレット、厚生労働大臣免許保有証等の申請作成、配布

イ. 事業内容

鍼灸マッサージの施術は、あはき等法に基づき、国家免許を有する者でないと出来ないこと、一般国民が無資格者と有資格者の判別をやすくして、健康被害にあわないう無免許施術者との差別化対策として周知するためのポスター、厚生労働大臣免許保有証等を委託作成する。

ロ. 対象者

- ・リーフレット等は一般国民、行政機関、企業等を広く配布対象とする。
- ・厚生労働大臣免許保有証は、会員及び免許証保有の非会員へ申請配布する。

ハ. 実施時期

- ・通年とする。

ニ. 実施場所

- ・リーフレット等は、企画等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所で行い、印刷は、業者に発注する。配布は、本会及び都道府県鍼灸マッサージ師会の各種行事の場及び会員の治療院にも配布する。
- ・厚生労働大臣免許保有証は会員及び非会員の応募により申請委託作成する。

ホ. 財 源

- ・会費を充当する。
- ・厚生労働大臣免許保有証は、申請手数料として会員、非会員を問わず1枚につき4,000円を徴収する。

(3) 温泉とほり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会

イ. 事業内容

温泉療法等について学識経験を有する温泉療法専門医又は大学教授の講師及び鍼灸マッサージの臨床経験が豊富な本会の役員を講師又はシンポジストとし、温泉の効果と正しい利用法及び鍼灸マッサージとの相乗効果並びに鍼灸マッサージの正しい知識についての講演、シンポジウムを内容とする講演会を開催する。また今年度は日本の筑波で開催される、世界鍼灸学会の学術大会への参加と鍼灸における国際学会の情報収集を図る。

ロ. 対象者

一般国民100名を対象とする

ハ. 平成29年度実施時期等

京都府 リーガロイヤルホテル京都を予定  
平成29年9月24日、25日以内に開催予定

ニ. 財 源

参加費は無料とし、要した経費は会費を充当して支出する。

(4) あはき等法推進協議会による協議等

イ. 事業内容

関係団体から各2～3名が出席し、あはき等法のあり方と運用、あはき等法を踏まえた行政施策、マスコミ等の取組状況、WHOや中国・韓国・タイ等諸外国における鍼灸マッサージについての取組状況、鍼灸マッサージ師の教育、研修制度、学会の現状等について幅広く情報交換のうえ問題点についての対応策を協議し、必要に応じて行政に対する政策提言や、マスコミ及び関係方面に対する問題点と改善策の提起等を行うこととしている。

(関係団体7団体)

(公社) 日本鍼灸師会、(公社) 日本あん摩マッサージ指圧師会、

(社福)日本盲人会連合、(公社)全国病院理学療法協会、日本理療科教員連盟、  
(公社)東洋療法学校協会、(公社)全日本鍼灸マッサージ師会。

ロ. 実施時期

協議会の開催は、2～3ヵ月に1回、年間5回程度とする。

ハ. 実施場所

本会が所有する会館内の会議室を無償で貸与する。

ニ. 財 源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他印刷製本費等に要する諸経費については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体が支出する(本会は会費を充当する)。

ホ. 本年は、あはき法設立70周年として、11月5日に記念式典を実施予定。

### 3. 公3事業

#### (1) 視覚障害者に対する情報伝達支援

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門的技術情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講習会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙を視覚障害者の希望に応じ、毎月点字版化(約916部)、音声CD版化(約333部)、メール版化(約400部)したものを、また、盲学校等(約60校)に対しても、点字版化したものを無料(ただし、会員外の購読希望者は原則有料)で配付する。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師並びに一般の視覚障害者で広報紙の購読を希望するもののうち、点字版、音声CD版又はメール版による購読を希望する者及び盲学校等の生徒を対象とする。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

ニ. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、広報紙の点字版化、音声CD版化及び発送は業者に発注する。

(点字版 916部、CD版333

枚)

ホ. 財 源

ほとんどを無料配付とするため、要した経費については会費を充当して支出する。

#### (2) 視覚障害者等に対する相談、助言

イ. 事業内容

視覚障害者問題に詳しく、かつ、鍼灸マッサージの臨床経験豊富な本会の役員が、以下により相談、助言を行う。

・訪問相談

盲学校等を訪問し、卒業を間近に控えた生徒及びその教師等に対して進路問題を中心とした相談、助言を行う。

・電話相談

視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師等に対して、鍼灸マッサージの専門的技術事項、雇用、治療院経営、健康等様々な問題について相談、助言を行う。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師、盲学校等を卒業予定の生徒及び教師等を対象とする。

ハ. 実施時期

・訪問相談 : 毎年2月～3月

・電話相談 : 毎週1回 通年

ニ. 実施場所

・訪問相談 : 盲学校等の会議室等は無償で借受ける。

・電話相談 : 携帯電話で対応する。

ホ. 財 源

相談、助言に要する費用（役員の活動費、電話料等）は、会費を充当して支出する。

### (3) 視覚障害者に対する職業訓練

イ. 事業内容

厚生労働省の「障害者委託訓練事業」を次のとおり委託元から再委託を受けて、年間2コース（上期、下期の2コース）を実施する。

(委 託 元) : 公益財団法人 東京しごと財団

(委 託 内 容) : 視覚障害者委託訓練

(イ) 対 象 者 : 鍼灸マッサージ師の免許を有する盲学校等の新規卒業  
者等で、求職中の者 1コース当たり3名程度

(ロ) 訓 練 名 : 鍼・あん摩・マッサージの実習と実技

(ハ) 訓 練 名 : 座学、実技及び実習

(ニ) 訓練期間 : 1コース当たり、3ヵ月間  
訓練日数52日、訓練時間260時間

(ホ) 受 講 料 : 無料

(ヘ) 委 託 料 : 訓練生1人につき、1ヵ月当たり6万円

(ト) 修了証書 : 訓練修了生に対し、東京障害者職業能力開発校長名の  
修了証書が授与される。

(チ) 実施体制 : 本会の治療院に配置している鍼灸マッサージ師1名及  
び外部から招聘する非常勤鍼灸マッサージ師3名の

計4名が交替で指導に当たる。

ロ. 実施時期（予定）

- ・上期（平成29年 5月 8日 ～ 平成29年 8月 7日まで）
- ・下期（平成29年10月20日 ～ 平成30年 1月21日まで）

ハ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院及び会議室において行う。

ニ. 財 源

指導員に対する手当等の必要経費については、委託元からの委託料を充て、不足分は会費を充当して支出する。

#### 4. 収益事業等

(1) 視覚障害者に対する職業訓練実施の治療院の経営

イ. 事業内容

職業訓練の行われない期間及び時間帯に、一般の治療院として経営を行う。  
施術は指導員の鍼灸マッサージ師が行う。

ロ. 対象者

地域住民を対象とする。

ハ. 実施時期

通年（ただし、職業訓練の行われない期間及び時間帯）とする。

ニ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院とする。

ホ. 財 源

鍼灸マッサージ施術による施術料及び診療報酬（療養費）を財源とする。

(2) 相互扶助等事業

イ. 会員が死亡した場合、1人当たり2万円を弔慰金として支給する。

- ・平成29年度は、80万円を予算計上。

ロ. 対象者

入会1年以上の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の全てを対象とする。

ハ. 財 源

会費を充当して支出する。

(3) 専門学校優秀卒業生の表彰

イ. 事業内容

全国の専門学校のうち、本会の表彰状を希望する学校から推薦のあった優秀卒業生に対し、本会の役員が卒業式に出向くか、又は、都道府県師会の役員等によって表彰状を授与する（平成29年度は60名に授与予定）。

ロ. 対象者

本会からの表彰を希望する専門学校から優秀卒業生として推薦のあった者。

ハ. 実施時期

毎年3月

ニ. 実施場所

専門学校の卒業式が開催される式場

ホ. 財源

表彰に要する表彰状作成費、記念品、卒業式に出席する役員等の活動費、交通費等の経費は、会費を充当し支出する。

5. 管理部門

(1) 平成29年度会議等について

- |                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| イ. 定時総会                   | 1回 ( 5月28日 )           |
| ロ. 臨時総会                   | 招集時                    |
| ハ. 理事会                    | 4回 ( 5月、6月、10月、3月 予定 ) |
| ニ. 業務執行理事会                | 2回～3回 (必要に応じ招集)        |
| ホ. 正副会長会議                 | 随時                     |
| ヘ. 災害対策会議                 | 3回～4回                  |
| ト. 監査会                    | 1回 ( 4月20日 )           |
| チ. 都道府県師会会長会              | 1回 ( 11月12日 )          |
| リ. 公認会計士による会計監査業務を行う。(毎月) |                        |

(2) 会員管理と増強の方策について

- イ. 会員の増強及び入会案内のリニューアル。
- ロ. 都道府県師会との事務処理の効率化と円滑な会員管理を図るため、会員管理システム指導の強化を図る。
- ハ. 無免許対策として厚生労働大臣免許保有証、安心のマーク普及に積極的に取り組み、非会員の取込を強化する。
- ニ. 都道府県各地区の会議等へ役員を派遣し、会員の増強等情報の共有化を図る。

(3) 会費の値上げの実施について

- イ. 公益目的事業の諸活動の充実に伴い、また公益事業を推進するための諸費用に、年会費や入会金の50%を充当し、公益目的事業比率50%以上を維持するため、財政需要が大きくなってまいりました。数年来財源不足が続いており、このような状況に何らかの対策をとらなければ今後も同様の状態が継続することが予想されます。平成28年度の定時総会にて年会費の値上げが承認可決されました。

ロ. 実施時期

平成29年度会費(平成29年4月1日)から実施する。

- 1) 正会員会費 現行の8,000円から10,000円に値上げする。
- 2) 準会員会費 現行の4,000円から5,000円に値上げする。
- 3) 賛助会員会費 現行の8,000円から10,000円に値上げする。

(4) 役員(理事・監事)の選挙(選挙管理中央委員会)

- イ. 任期満了に伴う役員選挙の実施。

- ロ. 役員選任規程及び細則の変更と実施。
- (5) 災害対策事業計画（災害対策委員会）
  - イ. 災害対策会議—他団体との協議 年3回
  - ロ. 災害支援基金の立ち上げ
- (6) 会館の運営について
  - イ. 各業者と連携をとり保守管理につとめる。
  - ロ. 会館防災及び災害対策として消火器・非難器具の点検を実施し、会館利用者への安全並びに防災管理を徹底する。

以上